

医療費の自己負担額が高額になったとき 高額療養費を支給します。

その月の1日から末日までに支払った医療費（食費などを除く。）の自己負担額が限度額を超えた場合は、高額療養費として限度額を超えた額を支給します。（限度額は【表1】のとおりです。）

該当する方には口座に振込む前に、後期高齢者医療広域連合から支給決定通知書でお知らせします。

また、該当する方のうち、まだ振込口座を登録していない方には申請書をお送りしますので、国保年金課（早来庁舎）又は、住民総合相談室（追分庁舎）に提出してください。（申請書を一度提出すると、その後は自動的に口座に振込まれます。）

【表1】高額医療費の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の限度額 (世帯ごと)
現役並み所得者※1		44,400円	80,100円+1% ※2
一般		12,000円	44,400円
住民税非課税世帯 ※3	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 同一の世帯内に収入が一定以上ある後期高齢者医療加入者がいる方。

※2 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。

また、過去12か月の間に、外来+入院の支給を4回以上受ける場合、4回目以降の限度額は、44,400円です。

※3 同一の世帯内に住民税が課税されている方がいない場合に該当しますが、役場で手続きが必要です。（収入に応じて区分Ⅰ又はⅡに分かれます。）



長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011 - 290 - 5601

国保年金課国保老保係 ☎ 2512

入院したときの食費や居住費

入院したときは、かかった医療費の自己負担額のほかに、食費を自己負担します。【表2】

なお、療養病床に入院したときは、食費と居住費を自己負担します。

【表2】入院したときの食費及び居住費

	入院したとき		療養病床に入院したとき	
	1食当たりの食費		1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者	260円		460円	320円
一般	260円		460円	320円
住民税非課税世帯 ※4	区分Ⅱ	210円 (90日を超える入院は160円 ※5)	210円	320円
	区分Ⅰ	100円	130円 (老齢福祉年金受給者は100円)	320円 (老齢福祉年金受給者は0円)

※4 住民税非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱの方）は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院へ提示する必要がありますので、交付されていない方は役場で手続きが必要です。

※5 過去12か月の間に、住民税非課税世帯に該当してから90日以上入院した場合は、役場で手続きが必要です。